



千葉労働局発表
平成 26 年 11 月 14 日
14 時解禁

【照会先】
千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 香取 正昭
課長補佐 石毛 宗一
(代表電話)043-221-4391(内線 3763)

中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主について、中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名称	株式会社 市川スチールエンジニアリング
	代表者氏名	代表取締役 市川 幸司
事業所	名称	株式会社 市川スチールエンジニアリング
	所在地	千葉県鎌ヶ谷市軽井沢 1 9 9 9 - 1
	概要	鋼構造物製造加工業
不正受給の概要	助成金名	中小企業緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	¥ 1 2, 5 1 4, 3 8 0 円 (返還状況: 全額返還済)
	支給決定等 取消年月日	平成 26 年 9 月 8 日
	内容	上記助成金の対象となる休業について、実際には休業を行っていないにもかかわらず、休業をしていたかのようにタイムカード等を二重に作成し支給申請を行い、不正に助成金を受給したことが労働局の行った調査により明らかになったもの。

☆ 制度の説明

1 雇用調整助成金制度

雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等を実施する事業主の方に対して、休業手当、賃金の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としている。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降「中小企業緊急雇用安定助成金」は、「雇用調整助成金」に統合された（助成金の仕組みは今までと同様）。

2 助成金の支給額

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の、雇用調整助成金は 1/2（中小企業は 2/3）。ただし、1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 26 年 8 月 1 日時点で 7,805 円）が限度となる。

3 休業

休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。

したがって、ストライキ中や有給休暇中のように労働の意思そのものがない場合、疾病等による休職中のように労働能力を喪失している場合等は本制度上の休業には該当しません。

4 関係書類の整備

(1) 所定労働日、所定休日等について明らかにする就業規則等の書類。

(2) 各対象労働者の出勤状況および休業状況が日ごと（短時間休業を実施する場合は時間ごと）に明らかにされた出勤簿等の書類。

(3) 次のいずれにも該当する賃金台帳および対象労働者に対し支払われた手当の額が明らかにされた書類。

① 労働日に支払われた基本賃金、扶養手当等と休業日に支払われた休業手当とが明確に区分され記載されていること。

② 休業を実施した対象労働者の時間外労働等時間数、時間外労働等割増賃金額が記載されていること。

(4) その他休業の確認および支給要件を満たしていることの確認に必要な書類。